

今年、東日本大震災から15年、熊本地震から10年という節目の年です。災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。災害から大切な命と暮らしを守るため、改めて、これまでの震災の教訓を振り返り、防災(=『もしも』への備え)について、一人ひとりが他人事ではなく自分事として考えることが大切です。

今回の特集では、災害から身を守るための大切な情報などを紹介します。特集をきっかけとして、自然災害・原子力災害への備えや、災害時の情報収集と自分自身の行動、被害が発生したときの対応などを確認しましょう。

自然災害への備え

いつ起こるか分からない自然災害。被害を最小限に抑えるためには、日頃からの準備や心構えが必要です。突然起きる災害に慌てずに済むよう、備えておくべき主なポイントについて紹介します。

家の周囲の点検と整備

雨どいや側溝を掃除して、水の流れを良くしておきましょう。また、壁や塀などに破損しているところがないか確認し、不都合があれば修理や補強をしましょう。

崩れやすい崖など、家の周りの危険箇所を調べることも大切です。

避難所などの確認

避難所表1や避難経路、家族が離れ離れになったときの連絡方法や集合場所などを事前に確認しておきましょう。また、雨の日を利用して、事前に水の流れなどを把握したり、水没しやすい道路や、少しの雨でも水かさが増す川などを確認しておきましょう。



表1 確認を！いざという時の指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

町・地区	指定避難所		指定緊急避難場所		
伊万里	伊万里コミュニティセンター	☎ 23-9988	伊万里小学校	☎ 23-4128	伊万里小学校グラウンド 啓成中学校グラウンド
	啓成中学校	☎ 22-3600			
牧島	牧島コミュニティセンター	☎ 22-5783	啓成中学校	☎ 22-3600	牧島小学校グラウンド 啓成中学校グラウンド
大坪	大坪コミュニティセンター	☎ 23-9898	大坪小学校	☎ 23-6148	大坪小学校グラウンド、国見台公園
	伊万里中学校	☎ 23-4158			
立花	立花コミュニティセンター	☎ 20-4567	立花小学校	☎ 23-2100	立花小学校グラウンド、国見台公園
	同和教育集会所	☎ 22-7462			
大川内	大川内コミュニティセンター	☎ 23-2774	大川内小学校	☎ 23-2542	大川内小学校グラウンド
黒川	黒川コミュニティセンター	☎ 27-0001	青嶺中学校	☎ 27-0053	東黒川運動広場 青嶺中学校グラウンド
波多津	波多津コミュニティセンター	☎ 25-0001	波多津小学校校舎	☎ 25-0064	波多津小学校駐車場 青嶺中学校グラウンド
	青嶺中学校	☎ 27-0053			
南波多	南波多コミュニティセンター	☎ 24-2001	南波多ミニスポーツ会館	☎ 24-2001	旧南波多中学校グラウンド
大川	大川コミュニティセンター	☎ 29-2001			旧大川小学校グラウンド 東陵学園グラウンド
	東陵学園	☎ 26-2012	大川体育館	☎ 29-2001	
松浦	松浦コミュニティセンター	☎ 26-2001			旧松浦小学校グラウンド、東陵学園 グラウンド、松浦運動広場
	東陵学園	☎ 26-2012			
二里	二里コミュニティセンター	☎ 23-3024	二里小学校	☎ 23-3463	国見中学校グラウンド、国見台公園
	国見中学校	☎ 23-5195	国見台体育館	☎ 23-2632	
東山代	東山代コミュニティセンター	☎ 28-0001	東山代小学校	☎ 28-0024	東山代小学校グラウンド、国見中学校 グラウンド、旧滝野小中学校グラウンド
	国見中学校	☎ 23-5195	夢耕房たきの	☎ 28-0001	
山代	山代コミュニティセンター	☎ 28-2001	山代東小学校体育館	☎ 28-2009	山代西小学校グラウンド、山代中学校 グラウンド、浦ノ崎運動広場、伊万里湾大橋球技場グラウンド
	山代西小学校	☎ 28-3015	山代中学校	☎ 28-2026	

⚠️ 避難するときの注意

- ▶大雨警報発表時など、災害が発生する恐れがある場合は、各コミュニティセンターに市職員が待機しています。避難する場合は、まずコミュニティセンターに避難してください。避難所は住んでいる地区に限らず、どの避難所に避難しても構いません。
- ▶コミュニティセンター以外の指定避難所は、休日や夜間などに無人となることがあります。事前に防災危機管理課に電話するか、市ホームページで確認をしたうえで避難してください。
- ▶指定緊急避難場所としている小・中学校のグラウンドなどは、突発的に大規模な災害が発生した場合に、市の災害対策本部から指示があるまでの間、一時的に避難する場所です。



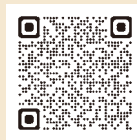
5月12日、防災パトロールにて、黒川町塩屋区で行われた「二級河川立川（総合流域防災事業）」の事業内容を聞く参加者

食料の備蓄と非常用持出品

毎年、全国のどこかで豪雨や台風、地震などの大規模な災害が発生しています。

ひとたび災害が発生すると、電気やガスなどのライフラインが使えなくなったり、道路が寸断されることにより物流が機能しなくなったりします。

このため、最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料や水などを家庭で備蓄しておくことが重要です。また、危険が差し迫った場合に速やかに避難するため、自身に必要な1日以上以上の食料や水などを非常用持出品としてリュックにまとめておき、持ち出せるように備えましょう。緊急持ち出し用品の『チェックリスト』は、こちらで確認できます。→



市のハザードマップなどで災害の危険性を確認

わがまち・わが家の防災マップ

令和5年4月に全戸配布している『わがまち・わが家の防災マップ』は、1枚の地図上に土砂災害警戒区域や河川・津波の浸水想定区域を表示しています。そのほか、各行政区で設定した避難所や避難経路、地元が把握している危険箇所、過去に発生した浸水の実績などの情報を表示したもので、それぞれの地域の実情を反映しています。

日頃から、この防災マップを使って、自宅の周辺や通勤・通学経路などにある危険区域、いざというときの避難場所などを確認し、災害に備えておきましょう。

防災マップは市ホームページで確認できます。→



いまりんマップ

いまりんマップは、インターネット上で、ハザードマップなど市内のさまざまな地図情報を閲覧できるサイトです。このマップでは、災害の種類ごとに危険箇所の確認ができます。

◆ 公開情報

洪水浸水や土砂災害、高潮浸水などのハザードマップ、そのほか公共施設案内図、道路情報、河川情報など

◆ 閲覧方法

次の3つの方法で、スマートフォンやパソコンから閲覧できます。

- ① 2次元コードを読み取る。
- ② 『いまりんマップ』で検索する。
- ③ 市ホームページのトップページにある『いまりんマップ』と表記されたアイコンをクリックする。



いまりんマップ 🔍



マイ・タイムラインの作成

マイ・タイムラインは、大雨や台風などの自然災害から身を守るための防災計画です。自身と家族がどのような避難行動をとるかを、あらかじめまとめておくことで、いざ災害が起きたときに慌てずに避難することができます。

大雨警報などの『防災気象情報』や『わがまち・わが家の防災マップ』『いまりんマップ』を確認し、家族や地域の人たちと話し合いながら、マイ・タイムラインを作成しましょう。

マイ・タイムラインの様式は、佐賀県危機管理防災課ホームページからダウンロードできます。→



佐賀県版 マイ・タイムライン (風水害編) ~ 災害が起こる前に避難行動を予め決めておこう! ~

佐賀県

家族構成 人 (一緒に避難 人) 自宅の災害リスク

避難所	施設の名称	移動時間
緊急避難場所		分
		分

自宅や職場付近のハザードマップをきちんとチェック!!

気象状況の悪化 高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保

警戒レベル2 警戒レベル3 警戒レベル4 警戒レベル5

大雨・洪水注意報 大雨・洪水警報 (大雨特別警報)

氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報

土砂災害警戒情報

私と家族の行動

地域

災害発生

原子力災害への備え

市は、玄海原子力発電所の近隣に位置していることから、佐賀県から市内全域が『緊急時防護措置準備区域 (UPZ)』の指定を受け、さまざまな対策に取り組んでいます。

ここでは、原子力災害避難計画の概要などについて紹介します。

市民の避難

◆ 避難先

- すべての市民は、玄海原子力発電所から 30 キロ圏外の市町に避難します。
- 行政区ごとに同一となるよう避難所 (地域) を指定しています。

◆ 避難方法

- 原則として自家用車を利用して避難します。
- 自家用車で避難ができない人は、近所の人や車の乗り合わせるか、市が指定する集合場所に集合し、市公用車、県が手配するバスやタクシー、自衛隊の車両などを利用します。

◆ 避難経路

- 主要避難経路 (幹線道路) を通ることを基本とします。
- 主要避難経路から避難所 (施設) までの間の誘導は、警察や避難受け入れ先の市や町の協力を得て行います。



市原子力災害避難計画の概要

原子力災害避難計画に基づく各町・地区の避難所は、令和 4 年 3 月に各家庭に配布した『伊万里市原子力防災のてびき』に記載しているほか、市ホームページで確認できます。→



災害時や緊急時の情報伝達手段



市は、災害時や緊急時に皆さんに情報を迅速に伝えるため、市内全域で防災行政無線を運用しています。

そのほかの伝達手段でも情報を発信していますので、積極的に情報収集を行うことで身を守りましょう。

① 防災行政無線

防災行政無線とは、災害時や緊急時に、避難指示などの重要な情報を、屋外拡声子局（屋外スピーカー）や戸別受信機などから迅速に知らせる無線放送施設のことです。

防災行政無線からは、災害関連情報と行政関連情報が放送されます。いずれも市民の身体や生命に関わる重要な情報を中心に、緊急性の高い情報を放送します。

機器の動作確認のため、時報放送を行っています。地区によって放送時間が異なりますが、昼に『ウェストミンスターの鐘』、夕方に『伊万里讃歌』を放送しています。

屋外拡声子局から時報が放送されていないことに気づいたときは、防災危機管理課に連絡してください。なお、屋外拡声子局の所在は市 HP に掲載しています。

なお、**表2**のように緊急情報ごとにサイレン（警報音）を決めています。特に、避難に関する情報は、避難情報の種類に応じてパターンを決めていて、皆さんが身を守る行動などを迅速に判断できるように運用しています。

表2 防災行政無線のサイレン（警報音）パターン

緊急安全確保	3秒吹鳴（サイレン4回） 2秒休止
避難指示	5秒吹鳴（サイレン3回） 2秒休止
高齢者等避難	8秒吹鳴（サイレン2回） 2秒休止
上記以外の緊急情報	10秒吹鳴（サイレン1回）

使おう！

気象庁『キキクル』

気象庁の『キキクル』は、大雨による土砂災害や浸水害、洪水害の危険度を地図で確認ができます。大雨警報や氾濫警報が発表されたときなどに利用してください。

『キキクル』はこちらから



サイレン（警報音）のあとに、緊急情報を伝えます。

② 電話での放送内容の確認

防災行政無線の放送が聞き取れなかったときや再度放送を聞きたいときには、専用の電話番号（23-2169）に電話をかけると、放送内容を聞くことができます。

③ ケーブルテレビ

ケーブルテレビ（伊万里ケーブルテレビジョン、西海テレビ）に加入している家庭は、防災行政無線の放送内容をケーブルテレビで確認できます。

④ 携帯電話会社の緊急速報メール

防災行政無線で、避難指示など緊急性が高い情報を放送する場合は、緊急速報メールを併せて配信します。

緊急速報メールは、特定のメールアドレスではなく、区域を特定してメールを配信します。

⑤ 防災ネットあんあん

『防災ネットあんあん』は、佐賀県が防災・安全・安心に関する情報を配信するシステムで、気象や防犯などさまざまな情報を配信しています。

大雨などの災害に備えるため、情報を得る手段として登録してください。(希望する言語で配信する多言語配信も行われています。)

アプリのダウンロード方法

『防災ネットあんあん』で検索するか、2次元コードを読み込んでダウンロードしてください。

※Apple、Appleのロゴ、iPhoneは、Apple Inc.の商標です。iPhoneの商標はアイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google PlayおよびGoogle Playロゴ、Androidは、Google LLCの商標です。

iPhone を利用の人



Android を利用の人



⑥ 電話・FAXによる緊急情報配信

防災行政無線で放送した緊急情報を、事前に登録した電話またはFAXに同時に配信するサービスがあります。

申請の受け付けは、防災危機管理課と各コミュニティセンターで随時行っています。

なお、この配信サービスは、市から配信する緊急情報を確認する方法が限られている次の人が対象です。

- 聴覚障がいのある人（障がい等級問わず）
- 視覚障がいのある人（障がい等級問わず）
- 携帯電話を持っていない人

⑦ 市ホームページ・SNS

防災行政無線の放送内容は、市ホームページや市の公式エックス・フェイスブック・LINEなどのSNSでも確認できます。

災害時や災害が起こりそうなときに心がけること

① 防災行政無線の放送をよく聞く

近年の住宅は、気密性が向上しているため、防災行政無線の放送が始まったら、窓を開けるなど聞き取りやすい状態で聞いてください。

聞き逃した場合は、電話（23-2169）や市ホームページ、ケーブルテレビなどで確認してください。

② 積極的な情報収集

避難情報など、災害時には防災行政無線やテレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな手段で配信されます。それらの中で可能な手段を活用し、積極的に情報収集を行うことで、身を守りましょう。

戸別受信機の貸与

次の人を対象に防災行政無線の戸別受信機を貸与しています。貸与を受ける場合には、市に申請する必要があります。申請の受け付けは、防災危機管理課で随時行っています。

- ◆ 駐在員（区長）
- ◆ 消防団幹部団員
- ◆ 単位民生委員・児童委員協議会会長
- ◆ 聴覚障がい者

音声を聞くことができない聴覚障がい者（身体障がい者手帳1級から3級までに認定された人）に、文字表示機の付いた戸別受信機を貸与します。

◆ 難聴地区世帯

屋外拡声子局の放送が届かない難聴地区に住んでいる世帯に貸与します。

※電波の受信状態によっては外部アンテナが必要な場合があります。外部アンテナの配線工事では住宅に穴をあけたり、取付金具を設置したりする場合があります。



7月9日は

市民防災の日

市は、昭和42年7月9日の大水害を教訓とし、その記憶を風化させないために、また、地域や家庭などにおいて一人一人に防災意識を高めてもらうとともに、市と市民全体で防災対策を行っていくため、7月9日を『市民防災の日』と定めています。

市民防災の日にあわせて、市庁舎1階ロビーに当時の災害の写真などを展示します。

この機会に、わが家の防災対策などについて、家族で話し合みましょう。



命を守るために『率先避難』

災害から命を守るもっとも有効な手段は、早めに避難することです。
これまでと同じように感染症対策を行いながら、早めの避難を心がけましょう。

避難の選択肢を増やす

どんな状況であっても、災害時には命を守ることを最優先にして、危険な場所にいる人は迷わず避難することを心がけてください。

避難は必ずしも避難所に行くことではなく、安全な地域に住む親戚・友人の家への避難や、自宅が土砂災害、浸水の恐れが低い場合は、在宅避難という選択があります。

◆ 分散避難

避難所が過密状態になると、感染症の感染リスクが高まる場合もあります。可能な場合には、近隣の安全な地域に住む親戚や友人の家など、指定避難所以外の場所へ避難することを事前に検討しておきましょう。

◆ 在宅避難

住んでいる地域の危険箇所を市のハザードマップなどで事前に確認して、自宅での安全が確保できる人は、指定避難所ではなく、自宅で避難を続ける在宅避難も選択肢の一つになります。

◆ 車中泊

土砂災害や浸水の危険性が低い地域などの安全な場所で、一時的に車の中で過ごす車中泊も考えられます。その場合は、定期的な運動や換気を行うことなどを心がけましょう。

また、車で移動する途中で、浸水などに遭遇する可能性がありますので、避難先までの経路に、浸水などの危険性がないか、ハザードマップなどで事前に確認しましょう。

避難所で注意すること

◆ 体調のチェック

避難所に入る場合は、体温計で検温するなど体調を確認して、不安があるときは指定避難所の運営者に申し出てください。体温計やマスクは各家庭で、避難所に持参できるように備えておきましょう。

◆ 手洗い、^{せき}咳エチケットなどの徹底

指定避難所へ避難してきたときは、断水などの影響がなければ、こまめに手を洗いましょう。特に、多くの人が接触するドアノブなどに触れたときは、手洗いや手指を消毒するなどして、感染症対策を徹底しましょう。

また、マスクを着用するなどして、咳エチケットを心がけましょう。

◆ 十分な換気とスペースの確保

避難所では、避難者同士の間隔をできるだけ 3.5 メートルは空けて、定期的な換気を行うよう心がけましょう。

◆ マスクの着用

マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、高齢者などの重症化リスクの高い人が多く避難する可能性がある避難所では、感染を防ぐため、可能な限りマスクを着用しましょう。

もしものときは早めに通報を

災害が発生したとき、または発生する恐れがあると感じたときは、早めに通報しましょう。

◆ 災害時における関係機関連絡先

こんなとき (状況)	機関名	電話番号
地すべり、崖崩れ、道路の破損、河川の増水など ※県道、県河川については、伊万里土木事務所に報告	伊万里市役所	☎ 23-2111
	伊万里土木事務所	☎ 23-4151
災害が発生したとき、けが人や病人がでたとき	伊万里消防署	☎ 119 または ☎ 23-2119
水道管の破裂などのとき	市上下水道部	☎ 23-5400
停電などのとき ※波多津町を除く	九州電力送配電株式会社 武雄配電事業所	☎ 0800-777-9419 (コールセンター) ☎ 0120-426-305 (停電情報自動応答サービス)
	九州電力送配電株式会社 唐津配電事業所	☎ 0800-777-9416 (コールセンター) ☎ 0120-426-305 (停電情報自動応答サービス)

災害報告には期限があります

大雨などで道路や河川、農地などが被災したとき、市は国や県からの補助金を受けて、復旧工事を行います。

そのため、市は国や県に迅速に災害報告を行う必要があります。

◆ 報告期限の目安

災害の種類	期限の目安
道路・河川の災害	約1週間以内
農地・農業用施設の災害	約2週間以内

報告が遅れると、復旧工事ができなくなる場合があります。

被災箇所に気付いたら、すぐに区長に報告してください。

令和8年5月末から、 気象庁から発表される警報などが大きく変わります

背景と狙い

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断がしやすくなります。

例えば、これまでの大雨警報は『レベル3大雨警報』という名称に変更になり、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。レベル4やレベル3の情報が発表された場合には、キキクルや河川の水位情報等の情報を確認して早めの避難を心がけてください。

今後の防災気象情報

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩 れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルことの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
-----〈警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！〉-----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人 は早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難 場所や避難ルート、避 難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを 高める

主な変更点

- 警報・注意報の情報名に『レベル』が付記されます。
例) 『大雨警報』 → 『レベル3大雨警報』
- 警戒レベル4相当の情報は『危険警報』として発表されます。

気象庁のHPは
こちらから



ご注意ください

上記の『防災気象情報』は気象庁が発表するもので、避難に関する情報は伊万里市が発令します。市では、気象庁の防災気象情報をもとに、台風の進路や雨雲の動き、市の地理的特性などを踏まえて避難情報を発令しています。

そのため、気象庁が発表する警戒レベルと、市が発令する避難情報の警戒レベル（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が一致しない場合がありますので、注意してください。

「災害時協力井戸・湧水」の登録にご協力ください

市は、地震などの災害により水道が使用できなくなった際に、生活用水（トイレ、掃除、洗濯などに使用する水）として井戸・湧水を無償で提供していただける協力者を募集し『災害時協力井戸・湧水』として登録する取り組みを進めています。

井戸・湧水の所有者の皆さんには『災害時協力井戸・湧水』への登録と、災害時の助け合いへの協力をお願いします。

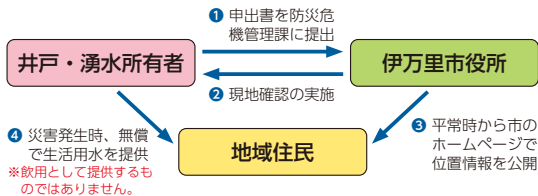


登録要件

- 市内に所在する井戸・湧水であって、継続的に使用可能なものであること。
- 災害時に水の無償提供が可能であること。
- 井戸または湧水の所在地に関する情報を常時公表することが可能であること。
- 水を利用する上で、安全な形態である井戸又は湧水であること。
- 水の色、濁り、臭いなどに明らかな異常がなく、生活用水としての使用に適切な水質であること。
- 井戸または湧水の所有者とその管理者が別である場合は、災害時協力井戸・湧水として登録することに相互の同意を得ていること。

制度概要

- 井戸水・湧水の提供は災害発生時における断水時のみです。
- 井戸水・湧水は飲み水としての提供ではありません。
- 井戸・湧水の利用は、所有者の厚意によるものであり、その意に反する利用はできません。
- 登録後は『災害時協力井戸・湧水』の位置情報を作成し、常時ホームページで公開します。



井戸・湧水の位置や登録申請、Q&Aについては、市ホームページで確認できます。→



伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度



登録などについて

Q1▶ 登録するには最初に何をすればよいのですか？

A1▶ 登録に際しては『伊万里市災害時協力井戸・湧水登録申出書』を記入し、市役所 防災危機管理課に提出してください。

Q2▶ 登録に際して、どのような現地調査を行うのですか？

A2▶ 現地調査は、申出者の都合の良い日時に合わせて市職員が訪問し、立会いのもとで行います。調査では、汲み上げ方法や使用状況、安全性などを確認するほか、井戸・湧水や周辺の写真撮影を行います。

水質や検査等について

Q3▶ 水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？

A3▶ 水の色、濁り、臭いなどに明らかな異常がなければ、登録は可能です。

Q4▶ 市で水質検査をしてもらえるのですか？

A4▶ 市で水質検査は行いません。

公表などについて

Q5▶ 氏名を公表されるのは、困るのですが

A5▶ 井戸・湧水の所有者の氏名は公表しません。なお、本制度は『災害時に広く市民などが使用できるように井戸・湧水の所在地などを公表することに同意した人』のみを登録しますので、井戸・湧水の所在地などは公表します。

井戸水の提供・使用について

Q6▶ 登録された井戸・湧水は誰でも使えるのですか？

A6▶ 基本的に誰でも使用できます。本制度は井戸・湧水の所有者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、被災し、生活用水に困っている人であれば、どなたでも使用することができます。ただし、使用する場合は、注意事項を遵守し、マナーを守ってください。また、事業用や営利目的での使用は控えてください。